

自由金利型定期預金(M型) <スーパー定期> 5年満期

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続のスーパー定期（自由金利型定期預金）です。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者（ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。）

3. 預入期間

5年（満期日は預入日の5年後の応当日です）

4. 商品提供金融機関

株式会社八十二銀行

5. 約定金利の決定方法

約定金利は、市場金利の動向等に応じて毎日決定します。

6. 適用金利

預入時の約定金利を満期日まで適用します。（固定金利）

7. 利払方法

満期日または中途解約時に一括して付利します。満期日には、利息を元金に組入れて前回と同一期間の自由金利型定期預金に自動継続します。中間利払いはありません。

8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし1年を365日とする日数計算をもとに6か月複利の方法で利息を計算します。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

10. 満期日の取り扱い

満期日に利息を元金に組入れて前回と同一期間の自由金利型定期預金に自動継続します。なお、満期日前に解約される場合には下記の中途解約利率を適用し、元金と利息をお支払いします。

11. 中途解約の取り扱い

満期日前に解約する場合は、実際のお預入れ期間の長さに応じて、次の中途解約利率を適用します。

A	6か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6か月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上5年未満	約定利率×90%

ただし、BからHまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

- ・解約時には、複数の定期預金（明細）を保有している場合、個別の定期預金（明細）を指定して解約することが可能です。
- ・特に指定がない場合は解約元金をご指定の金額に達するまで、次の順序で解約します。定期預金の内、解約処理時点で預入日から解約日までの期間が短い定期預金から順次解約します。

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元金の一部を解約することができます。

一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた中途解約利率によって計算します。

一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日までの日数および預入時の約定金利によって計算し、かつ自動継続の取り扱いとなります。

13. お申し込み単位

預入金額は1円以上で預入単位は1円です。

14. 手数料

かかりません。

15. 持ち分の計算方法

本商品の加入者毎の持ち分についての計算は元金によるものとします。

なお加入者の個人別持ち分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

当資料は株式会社八十二銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

自由金利型定期預金(M型) <スーパー定期> 5年満期

本商品は元本確保型の商品です

16.セーフティーネットの有無

本商品は預金保険制度の保護の対象となっています。

金融機関毎に、決済用預金()以外の預金について1預金者あたり元金1,000万円とその利息が保護の範囲となります。

(決済用預金……無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3条件を満たす預金)

なお、金融機関名義の預金は、預金保険制度の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。

ただし、八十二銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元金1,000万円とその利息が保護の範囲となります。

17.利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出のない限り、預入日から5年後の満期日に約定金利で計算した利息を元金に組入れて、自動継続します。また、預入期間の途中で解約(一部解約を含みます)した場合でも、所定の中途解約利率により計算した利息と元金をお支払いします。

商品提供金融機関(八十二銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。

18.販売会社が契約している指定紛争解決機関

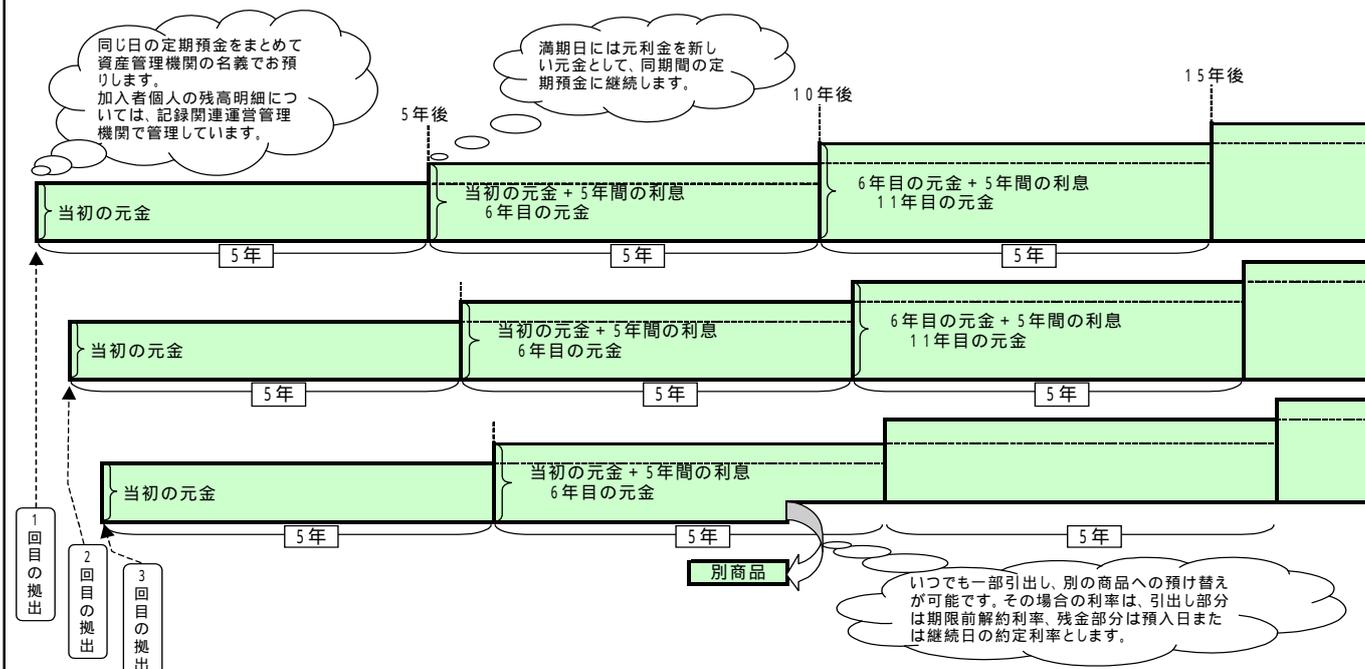
全国銀行協会を利用することにより、苦情および紛争の解決を図ります。

全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

商品の説明図



当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。

当資料は株式会社八十二銀行が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関が作成しましたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。